

## 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 改定の内容

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を308,600円とすること。

(3) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成30年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

(4) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアについては平成30年12月1日から、1の(3)のイについては平成31年4月1日から実施すること。